

議案第1号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成19年11月21日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

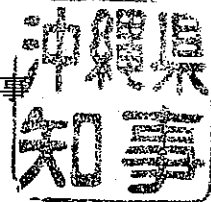
「沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）」に対する意見

「沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）」については、異議ありません。

教財第663号
平成19年11月16日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事



県議会提出予定議案に係る意見聴取について

平成19年11月沖縄県議会（定例会）に提出予定の下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例案

**沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する
条例の一部を改正する条例（案）**

平成19年11月議会（定例会）

教 育 庁 財 務 課

条例案の概要の説明

部課名 教育庁財務課

1 件名

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

2 改正の経緯及び必要性

(1) 平成19年度における国の地方財政計画において、公立学校の授業料の改定が示され、それに基づき平成18年度中に全国27県（57.4%）で条例改正が行われたが、本県においては例年地方財政計画の一年遅れで改正を行っている。

なお、九州においては、本県と福岡県を除く6県で授業料の額は改定済みであり、福岡県は平成19年12月議会で条例を改正する予定である。

(2) 施設の維持管理や教育設備（情報機器、産業教育機械等）の整備・更新及び光熱水費等の学校教育費の需要は年々増加しており、それに対応する必要がある。

(3) 授業料は、その法的性格が学校施設の使用料とされていることから、受益者負担の原則によりその適正化を図る必要がある。

3 改正案の概要

(1) 高等学校授業料等のうち授業料、受講料及び聴講料の額を改定する。（別表第1関係）

(2) この条例は、平成20年4月1日から施行することとし、必要な経過措置を設ける。（附則）

別表第1の改正案

種 類	区 分	単 位	現 行	平成20年度 (経過措置)	平成21年度 (本則)
授業料	全日制課程	卒業未認定者以外の者 月額	9,600円	9,800円	9,900円
		卒業未認定者	3,840円	3,920円	3,960円

		履修科目1単位につき			
	定時制課程	科目履修1単位につき	1,560円	1,590円	1,620円
	専攻科	科目履修1単位につき	9,600円	9,800円	9,900円
受講料	通信制課程	科目履修1単位につき	300円	310円 (本則適用)	310円
聴講料	科目履修	科目履修1単位につき	1,560円	1,590円	1,620円
	専修講座	科目履修1単位につき	1,560円	1,590円	1,620円

4 根拠法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条及び第228条

学校教育法（昭和22年法律第26号）第6条

5 関係各課との調整状況

総務部財政課と調整済

6 添付資料

(1) 新旧対照表

(2) 根拠法令等の参照条文

(3) その他参考となる資料

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例（昭和48年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「9,600円」を「9,900円」に、「3,840円」を「3,960円」に、「1,560円」を「1,620円」に、「300円」を「310円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 授業料及び聴講料の額については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間は、次の表のとおりとする。

種 類	区 分	単 位	金 額
授業料	全日制課程	卒業未認定者以外の者 月額	9,800円
		卒業未認定者 履修科目1単位につき	3,920円
	定時制課程	履修科目1単位につき	1,590円
	専攻科	月額	9,800円
聴講料	科目履修	履修科目1単位につき	1,590円
	専修講座	履修科目1単位につき	1,590円

平成19年 月 日提出

理由

沖縄県立高等学校の授業料等の額の適正化を図るため、条例を改正する必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

新旧対照表

神縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例（昭和48年神縄県条例第41号）新旧対照表

改正案

現行

別表第1（第2条関係）

種 類	区 分	単 位	金 額
授 業 料	全日制課程	卒業未認定者 以外の者	9,900円
		卒業未認定者 履修科目1 単位につき	3,960円
入 学 料	定時制課程	履修科目1単位につき	1,620円
	専 攻 科	月 額	9,900円
	全日制課程		2,200円
	定時制課程		950円
入 学 料	専 攻 科		2,200円
	全日制課程		5,650円
	定時制課程		2,100円
	通信制課程		500円
受 講 料	専 攻 科	履修科目1単位につき	5,650円
		履修科目1単位につき	310円
聴 講 料	科 目 履 修	履修科目1単位につき	1,620円
		履修科目1単位につき	1,620円
証 明 手 数 料	専 修 講 座	履修科目1単位につき	200円
		1通につき	200円

別表第1（第2条関係）

種 類	区 分	単 位	金 額
授 業 料	全日制課程	卒業未認定者 以外の者	9,600円
		卒業未認定者 履修科目1 単位につき	3,840円
入 学 料	定時制課程	履修科目1単位につき	1,560円
	専 攻 科	月 額	9,600円
	全日制課程		2,200円
	定時制課程		950円
入 学 料	専 攻 科		2,200円
	全日制課程		5,650円
	定時制課程		2,100円
	通信制課程		500円
受 講 料	専 攻 科	履修科目1単位につき	6,650円
		履修科目1単位につき	300円
聴 講 料	科 目 履 修	履修科目1単位につき	1,560円
		履修科目1単位につき	1,560円
証 明 手 数 料	専 修 講 座	履修科目1単位につき	200円
		1通につき	200円

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（使用料）

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

（授業料）

第六条 学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、これらに準ずる特別支援学校又は中等教育学校の前期課程における義務教育については、これを徴収することができない。

○授業料の性質

〔昭和二三、二、一八、自発第六五二号〕
岡山県知事宛 自治課長回答

学校教育法にいう公立学校は、地方公共団体の営造物（現行法では公の施設）であつて、一般に営造物（現行法では公の施設）の使用については、利用者から使用料を徴収しうべく、学校と学校生徒との間の関係は、この営造物利用の一般関係と異なるものではない。従つて授業料も使用料の一であると解してさしつかえない。